

令和7年11月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第11438号損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日・令和7年9月9日

判 決

5

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して220万円及びこれに対する令和6年2月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 10 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し、その4を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して1100万円及びこれに対する令和6年1月25日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告講談社は、被告講談社が発行する週刊誌FRIDAYに、別紙1記載の謝罪広告を同別紙記載の掲載条件により1回掲載せよ。
- 20 3 被告講談社は、被告講談社が提供するFRIDAYデジタルに、別紙2記載の謝罪広告を同別紙記載の掲載条件により1回掲載せよ。

第2 事案の概要

本件は、タレントとして活動する原告が、被告講談社が発行する週刊誌及び被告講談社が提供するウェブサイト上に掲載された記事により名誉権を侵害されたと主張して、被告講談社及び上記週刊誌等の編集長である被告aに対し、  
25 不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して、損害金1100万円(慰

謝料1000万円及び弁護士費用100万円の合計額)及び不法行為日である令和6年1月25日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、被告講談社に対し、名誉回復処分としての謝罪広告の掲載を求める事案である。

5 1 前提事実

以下の事実は当事者間に争いがないか、掲記の証拠(枝番を含む。以下特に断らない限り同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

10 ア 原告は、吉本興業株式会社に所属するタレントであり、「b」の芸名を用い、単独で、あるいは相方と共に結成しているコンビ「c」として芸能活動を行っている。

イ 被告講談社は、雑誌及び書籍の出版等を目的とする株式会社であり、週刊誌「FRIDAY」を発刊するとともに、インターネット上で「FRIDAYデジタル」を提供している。

15 ウ 被告aは、FRIDAY及びFRIDAYデジタルの編集長であり、編集責任者として後記(2)の各記事の掲載に係る判断をした者である。

(以上アないしウにつき、争いがない。)

20 エ d(以下「d」という。)は、被告講談社の編集者であり、後記(2)の各記事に係る取材、原稿の作成、校了を行った者である。(証人d〔1頁〕、弁論の全趣旨)

(2) 被告らによる記事の掲載

25 ア 被告らは、令和6年1月25日配信のFRIDAYデジタル上に、平成30年10月13日から同月14日に開催され、原告の先輩芸人であるe(以下「e」という。)が参加した酒席(以下「本件酒席」という。)に関して、「スcoop!『上に乗ってもらうのが好きなんや』e『乱痴気飲み会ウマ乗り写真』を独占入手!」との見出しで記事を掲載した(以下「本



本件各記事は、本件酒席に関して、「原告が、記事中でA子と称される女性に対し、『VIPが来るから、もしやるってなったら必ずできる子と呼んでほしい』と依頼して本件酒席に誘った」との事実（以下「**本件摘示事実①**」という。）、  
5 「原告が、A子に対し、『連れてくる子の写真を送ってほしい』と伝えた上で、A子から送られた写真を確認し、『可愛いし、この子で大丈夫』と返答した」との事実（以下「**本件摘示事実②**」という。）及び「原告が、本件酒席当日、居酒屋において、A子が連れてきた女性（以下「**B子**」という。）に対し、『そういうことはできるんやんな？』と念入りに確認していた」との事実（以下「**本件摘示事実③**」という。）を摘示するものである。  
10

本件各記事は、上記の事実を摘示することで、原告が女衞に徹してeに女性を上納していたとの印象や、原告が見ず知らずの女性を性交渉の対象として紹介する卑劣な人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

15 （被告らの主張）

原告の主張は否認する。

本件各記事は、「A子は、原告から本件酒席に誘われた際、VIPが来ることから、もしやるってなったら必ずできる子と呼んでほしいと言われ、その条件を友人であるB子に伝えた上で参加した」との事実、「A子は、原告  
20 から事前にB子の写真を送ってほしいと言われたため、原告に対して写真を送った」との事実及び「原告が、B子に対し、そういうことはできるんやんなと念入りに確認をしていた」との事実を摘示するものであるところ、本件記事1及び本件記事2を閲読した一般の読者は、原告が、女性に対し、仮に性行為を行うことになったとしても大丈夫かどうかを事前に確認し、女性の  
25 真摯な同意が得られた場合に限り本件酒席に招待していたという印象を抱くから、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(2) 争点(2) (違法性・責任阻却事由の有無) について

ア 事実の公共性・公益性

(被告らの主張)

5 本件各記事は、日本で最も著名な芸能人の一人である e が参加する本件酒席において性的な行為が行われていたことや、本件酒席に女性が参加することになった経緯を報じるものであり、事実の公共性及び公益性がある。

(原告の主張)

被告らの主張は争う。

10 e ほどの知名度も社会的影響力もない原告の芸名を明記し、原告主張の摘示事実を報じることは公共性も公益性もない。

イ 真実性・真実相当性

(被告らの主張)

15 原告主張の摘示事実については、被告講談社の編集者が A 子に対して行った取材に基づくものであるところ、取材における A 子の供述は、本件酒席に参加した者しか知り得ない情報を含み、具体的かつ詳細で迫真性のあるものであり、実際に体験した者しか語り得ないものである。また、A 子は本件酒席当日に撮影された写真を所持しており、A 子の供述には客観的裏付けが存在する。

20 したがって、原告主張の摘示事実は、その重要部分において真実であるか、被告らが真実と信じたことについて相当な理由がある。

(原告の主張)

被告らの主張は否認し、争う。

(3) 争点(3) (損害の発生及びその額) について

(原告の主張)

25 本件各記事が掲載されたことにより、原告は以下の損害を被った。

ア 慰謝料

5 本件各記事が掲載されたことにより、原告のテレビ番組出演やイベント参加の機会はほぼ皆無になり、原告の芸能活動に致命的な影響が生じている。また、原告が個人的に築いていた交友関係における信頼も大きく毀損された。これらの事情を総合すると、原告が被った精神的苦痛を慰謝する慰謝料としては1000万円が相当である。

イ 弁護士費用 100万円

原告は、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人弁護士に委任しており、その弁護士費用相当の損害は、上記アの1割である100万円が相当である。

10 ウ 合計 1100万円

(被告らの主張)

原告の主張は争う。

(4) 争点(4) (謝罪広告の要否) について

(原告の主張)

15 本件各記事によって著しく毀損された原告の名誉を回復する手段として、謝罪広告の掲載は不可欠である。

(被告らの主張)

原告の主張は争う。

### 第3 当裁判所の判断

20 1 争点(1) (本件各記事による摘示事実及び社会的評価の低下) について

(1) 一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事1のうち、「ある時、彼から『明日めっちゃVIPが来るから、女の子を用意できる?』と連絡が来たんです。『もしやるってなったら必ずできる子呼んでほしい』とも言われていました。」との記載及び「この飲み会は事前に後輩のbから女性に『もしやるってなったら必ずできる子呼んでほしい』という依頼があった」との記載は、本件摘示事実①を摘示したものと認められる。

25

また、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事2のうち、『すごい“VIP”が来るから、もしやるとなったらデキる女の子を呼んでほしい』A子さんのもとにそう連絡がきたのは、飲み会前日のことだった。」との記載は本件摘示事実①を、「彼から“VIP”との飲み会があるからと誘われ、『連れてくる子の写真を送ってほしい』と言われたので、友人のB子の写真を送ったところ、『可愛いし、この子で大丈夫』との返答がありました」との記載は本件摘示事実②を、「当日、VIP飲み会の前にbと合流したA子さんたちは居酒屋へ。」「そこでもbさんはB子に向かって、『(VIPと)そういうことはデキるんやんな?』と念入りに確認していました」との記載は本件摘示事実③を、それぞれ摘示したものと認められる。

(2) そして、本件各記事は本件摘示事実①ないし③をそれぞれ摘示するものであるところ、本件摘示事実①ないし③に係る本件各記事の表現は、原告が、先輩芸人であるeが参加する本件酒席の開催に当たり、eと性行為を行うことができる要員として女性を手配した上、その女性の容姿を事前に確認して品定めするような発言をする人物であるとの印象を与えるものであるから、本件各記事はいずれも原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

これに対し被告らは、本件各記事はむしろ、原告が、性的な行為が行われる可能性がある酒席に女性を誘うに当たって女性に対する十分な意思確認を行い、真摯な同意を得ていたという印象を与える等として、原告の社会的評価を低下させるものではないと主張する。しかしながら、本件各記事においては「eが後輩たちを使って女性を『上納』させ(ていた)」「後輩芸人に“アテンド”させた」などとして、原告を含むeの後輩芸人らが、eとの性的な行為を行わせることを前提に女性を本件酒席に誘っていたような書きぶりを用いていることや、原告が女性の容姿を品定めするような発言をした事実(本件摘示事実②)を併せて摘示していることも踏まえると、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、本件各記事を閲読した一般の読者が受け

る印象が被告らの主張するようなものにとどまるものでないことは明らかであるから、被告らの主張は採用できない。

## 2 争点(2) (違法性・責任阻却事由の有無) について

5 被告らの主張する違法性・責任阻却事由の要件のうち、摘示事実の真実性・真実相当性についてまず検討する。

(1) 被告らは、dが取材した際のA子の供述内容(乙13、14)に加え、A子が本件酒席の際に撮影された写真及び動画を所持していたことから、本件摘示事実①ないし③は真実であると主張する。

10 しかしながら、dが取材した際のA子の供述のうち、本件摘示事実①及び本件摘示事実②に係る部分については、その供述を裏付ける客観的証拠が提出されていない。すなわち、dが取材した際のA子の供述では、原告から本件酒席に誘われた際の原告とA子とのやり取りはLINEにより行われたものとされているが(証人d・21頁)、原告とA子とのLINEのやり取りを裏付ける客観的証拠は何ら提出されていない。これに対し、被告らは、A子  
15 は本件酒席の際に撮影された写真及び動画を所持しており、A子の供述を裏付ける客観的証拠があると主張する。しかし、上記の写真等は、酒席の際の状況を撮影したものにすぎず、A子の供述のうち、本件摘示事実①ないし③に係る部分、すなわち原告から本件酒席に誘われた際の原告とA子とのやり取りや本件酒席当日の居酒屋における原告とB子とのやり取りに係る部分を  
20 裏付けるものでないことは明らかである。

また、dが取材した際のA子の供述のうち、本件摘示事実③に係る部分については、証拠により認定できる事実と矛盾している。すなわち、A子は、取材において、本件酒席の直前まで原告及びB子と一緒に居酒屋で飲食し、3人でホテルに向かった旨供述しているが、証拠(甲6、7、原告本人)によれば、原告が本件酒席当日に参加していたイベントが午後10時頃に終了  
25

し、原告は、午後10時23分頃にホテルのエントランス付近でX子と合流し、そのまま本件酒席が行われたホテルの一室に向かったことが認められる。

以上によれば、dが取材した際のA子の供述によっても、本件摘示事実①ないし③がその重要部分において真実であると認めるに足りず、本件において他にこれを認めるに足りる証拠はない。

(2) また、被告らは、dが取材した際のA子の供述内容に加え、A子が本件酒席の際に撮影された写真及び動画を所持していたことから、被告らが本件摘示事実①ないし③が真実であると信じたことについて相当な理由があると主張する。

しかしながら、dが取材した際のA子の供述では、A子が原告から本件酒席に誘われた際の原告とA子とのやり取りはLINEにより行われたものとされているところ、dは、証人尋問において、A子に対して原告とA子とのLINEのやり取りを確認させてほしいと依頼したが、A子から、LINEのやり取りの履歴は残っていないと言われた旨供述している（証人d・21頁）。仮に、dの上記供述が真実であるとする、dは、A子の供述のうち、本件摘示事実①及び本件摘示事実②に係る部分について、それを裏付ける客観的証拠が存在しないことを認識していたにもかかわらず、A子の供述のみに依拠して、敢えて原告の芸名を明記して、原告の社会的評価を低下させる内容の本件各記事を執筆したことになる。

また、被告らは、A子は本件酒席の際に撮影された写真及び動画を所持しており、A子の供述を裏付ける客観的証拠があると主張するが、前述のとおり、A子がdに対して提供したとする写真等は、酒席の際の状況を撮影したものにとりすぎず、dが取材した際のA子の供述のうち、本件摘示事実①ないし③に係る部分、すなわちA子が原告から本件酒席に誘われた際の原告とA子とのやり取りや本件酒席当日の居酒屋における原告とB子とのやり取りに係る部分を裏付けるものでないことは明らかである。

さらに、dは本件記事1の掲載日に先立ち、原告の所属する芸能事務所に対して本件酒席に関する質問状を送付してはいるものの(甲5)、当該質問状には本件摘示事実①ないし③に関する質問は記載されておらず、他に、dが、  
5 本件摘示事実①ないし③に関して原告や原告の所属する芸能事務所に対する取材を行った事実はうかがわれない。(証人d〔21、22頁〕、弁論の全趣旨)

以上によれば、dが取材した際のA子の供述のうち、本件摘示事実①ないし③に係る部分については、客観的証拠による裏付けがなく、被告らが、本件摘示事実①ないし③が真実であると信じたことにつき相当な理由があるとは認められない。  
10

### 3 争点(3) (損害の発生及びその額) について

#### (1) 慰謝料

本件各記事がいずれも違法に原告の名誉を毀損することは、前記1及び2で認定判断したとおりである。

15 そして、原告は、一般の視聴者からの好感度が重要な意味を持つ芸能界において活動する者であるところ(前記前提事実(1)ア)、本件各記事が誌面あるいはインターネット上に広く掲載され、原告の社会的評価が低下した結果、原告の芸能活動が大きな打撃を受けたことは明らかである。

20 また、被告らは、本件各記事の掲載後である令和6年2月5日及び同月17日に、原告が本件各記事に合理的な裏付けがないこと等を述べる反論の動画を公開して以降も、原告に対する事実確認やさらなる取材等を行わないまま、本件記事2とほぼ同内容の記事をウェブサイト上に重ねて掲載したこと(前記前提事実(2)ウ及びエ、甲10、11)も指摘できる。

25 その他本件において現れた一切の事情を考慮すると、原告に生じた精神的損害に対する慰謝料としては、200万円が相当である。

#### (2) 弁護士費用

原告は、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人弁護士に委任しており、その弁護士費用相当額の損害としては、上記(1)の損害額の1割である20万円をもって相当と認める。

4 争点(4) (謝罪広告の要否) について

5 本件各記事は、いずれも違法に原告の名誉を毀損するものではあるが、金銭賠償が認められれば一定の被害回復を図ることができること、原告は、これまでも自らが開設する動画サイトのチャンネル上において本件酒席や本件各記事に関する動画を公表するなどして積極的に発信を行っており (甲10、11)、  
10 これらの方法によっても一定の被害回復を図ることが可能であることを考慮すると、本件について、被告講談社に対して謝罪広告の掲載を命ずるまでの必要はないと解するのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるからこれを認容し (なお、主文第1項の遅延損害金の起算日は、最後の不法行為日である本件記事2  
15 の掲載日である令和6年2月1日になる。) 、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

裁判長裁判官

20

---

葛 西 功 洋

裁判官

25

---

高 橋 貞 幹

裁判官

---

宮 本 梨 容 子

別紙 1 及び別紙 2 は掲載省略